

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

株式会社シーサポート

②評価調査者研修修了番号

SK18047, 2001410340, 2001210302

③施設の情報

名称：あゆみ学園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：丑久保恒行	定員（利用人数）：68 名	
所在地：埼玉県		
TEL：048-562-1221	ホームページ：http://ayumigakuen.jp/	
【施設の概要】		
開設年月日：1979 年 4 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人あゆみ会		
職員数	常勤職員：41 名	非常勤職員：6 名
有資格 職員数	保育士：16 名	栄養士：2 名
	児童指導員：13 名	調理師：2 名
	臨床心理士：2 名	
施設・設備 の概要	敷地：7414.51 m ²	建築面積：1265.44 m ²

④理念・基本方針

（理念）様々な理由で家族と暮らせず社会的養護を必要とする子どもは、他のどのような子ども達とも、全く同じ価値ある存在であり、我々の社会が提供できる最上の、家庭的な養育や教育、他の様々な自己実現の機会を当然受けるに相応しい存在です。私たち職員は、子ども達とその家族をありのままに受け入れたいと思います。そして、私たちの大切な未来である子どもたちを慈しみ育て、子ども達及び家族支援主体のサービスが提供できる、真の「社会的児童養護の専門家」を目指していきます。

（基本方針）「大きな家族、あゆみ学園」は、「自由と自立」をモットーに、各職員がきめ細かなケアをすることで、子どもたちの心理的安定を図っています。また躰教育を通じて、すべての児童が将来望ましい社会人になれるよう育成しています。心理治療ワークショップの参加を通し、職員の専門性の向上に努めています。また、各種専門機関や臨床心理士を積極的に活用し、児童が家庭でうけた不適切な関わりによる心の傷を癒す場所を提供しています。

⑤施設の特徴的な取組

児童養護施設の高機能化・多様化・地域分散化を目標に、社会的養護における地域のニーズに応えられるよう、職員の専門性を向上していきます。また、今後の取り組みについては、児童家庭支援センターの設立、一時保護機能の拡充、地域のファミリーホーム及び里親との連携・小中学校及び認定こども園との積極的な人材交流を当園の課題としています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和1年5月1日（契約日） ～ 令和 年 月 日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

創立から40年を迎える中、これまでの児童福祉に対する寄与は発行された記念誌から理解することができます。各種連絡会・団体への参画と協力を通して行政、市内福祉事業所、社会福祉協議会等々関係機関との関係が構築されており、児童福祉にとどまらないその広範囲な交流にこれまでの歴史と貢献を理解できます。地域分散化、小規模化、ユニット化に関してはハード・ソフトの両面において進捗を重ねており、本年に終えた大規模改築により子どもたちが落ち着いて生活できる基盤を完成させることができました。

またこれまでの伝統を踏襲するばかりでなく、職員の連携や相互理解を深めるための園内派遣研修の実施、学校等に施設の理解をふかめてもらうための動画撮影およびDVD送付、市の友好都市への子どもたちの訪問およびホームステイ、外部のスーパーバイザーを招聘しての充実した園内研修など新たな試みについても挑戦がなされています。

◇改善を求められる点

ユニット化・小規模化・地域分散化を成した今後は、児童養護施設の高機能化・多機能化を目指すべく、事業の受託、ファミリーホーム・里親との連携強化、学校等との人材交流、親子訓練室・地域交流スペース等ハードの充足など多くのアイデアが温められています。運営改善についても委員会等での討議を経て計画を立案し、順次進捗を図ることが期待されます。

本評価を通じて心理等専門職の更なる活用、人材確保、管理と現場が一体となった就業環境の構築、養育支援に対する視野の広さを備えた職員の育成等具体的課題と目標が挙げられており、職員・子どもたち等々の意見を取り入れながら進めていくことが望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

--

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 子どもたちをありのままに受け入れる精神、家庭的養育の実践を謳った基本方針はホームページ・事業計画に記載されており、職員に対してはことある毎に説明に努めている。創立40年を経た後も更なる児童福祉への貢献を表明している。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 施設長をはじめ基幹職員は、各種連絡会・団体への参画・協力を通して交流を深めている。また児童福祉にとどまらず、行政、市内福祉事業所、社会福祉協議会等々関係機関との関係が構築されており、その広範囲な交流にこれまでの歴史と貢献を理解できる。		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント> 児童養護施設の地域分散化に対して成果を確認しており、今後は高機能化・多機能化を目指すべく、事業の受託、ファミリーホーム・里親との連携強化、学校等との人材交流など多くのアイデアが温められている。運営改善については、有識者や職員の意見を聞き、計画・実践の予定を持っている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> 施設が向かう方向については「展望と将来像」として事業計画に明記がなされており、各種施策に対しても実直な信念のもと対応を思案している。具体的方策について今後は委員会等で骨子を固めていく意向を示している。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<コメント> 年度の事業計画は、理念・将来像、部署の目標、職務分掌等が盛り込まれており、年度の予定を示すだけのものとは一線を画した内容となっている。1年の事業を示すものであるが、その歩みとこれまでの実績を感じる内容となっている。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<コメント> 法令・ビジョン等を考慮し、管理職間の検討を通して事業計画の策定に取り組んでいる。されている。計画策定後は職員会議等で説明をしており、本評価に伴う職員自己評価からも周知と理解を確認している。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント> 子どもたちには改築工事等の様子を伝え、完成を楽しみに待つなど施設のこれからについての説明にあたっている。またホームページは、見やすいようリニューアルが図られており、お知らせやブログなど頻繁な更新により情報の発信に努めている。事業計画は実習生にも配布しており、施設を理解してもらったうえで子どもたちに接してもらうよう取り組んでいる。		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> 社会的養護施設第三者評価の積極的な受審、毎年度の自己評価、関係機関によるサポートなどを活用し、養育・支援の振り返りに努めている。外部講師を招いての研修を実施しており、今後も内部研修の充実と多様化を予定している。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント> 事業計画中に①アドボガシーの保障、②多機能と高機能化、③人材育成、④子どもの自己表現の支援、⑤家族支援と地域への寄与の5つの事業展開についての柱を掲げている。課題を把握し、着実な実行ができるよう計画がなされている。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 事業計画には、職務分掌、担当、委員会が明記され、役割と責任が明示されている。また防火管理組織についても担当および検査係が明示されている。これまでの永年に渡る児童福祉および地域への貢献をもって施設の牽引にあたっている。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 就業規則等各種規程が整備されており、遵守事項の明示がなされている。今後は衛生管理および労働安全衛生の周知に努め、子どもたちと職員にとってより良い環境を継続していくことが意識されている。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 施設長は、職員に対して厳しくも温かいまなざしで成長を見守っている。子どもたちに対しては礼儀や整理整頓など基本的な生活習慣の確立を繰り返し説き、子どもたちの将来を見つめ		

ながら養育支援にあたっている。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 照明器具の取り替えによる省電力化等に取り組み、経費と消費資源の削減に努めている。また職員からの相談に対応できるハード面の改善を思案しており、業務の改善や施設としての統一観の醸成を図る意向をもっている。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> 施設および県内児童養護施設共通の課題として人材補充・確保に対して取り組んでいる。事業計画の中にも具体的施策を示し、職員の育成とともに重要課題として認識し、進捗を図っている。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント> 職員に対しては、人間性と専門性を磨くことを求めている。日々・繰り返しの指導にあたっている。手当を支給するなど職員の日頃の貢献に対して報いるよう取り組んでいる。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<コメント> 時間外労働、有給休暇の記録を整備しており、労働環境の向上を目指している。風通しの良い職場環境の形成を目標としており、職員の意向や意見の聴取機会を増やしていくことを表明している。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<コメント> 外部講師を招いての研修のほか、園内派遣研修を行い他の部署に対する理解を深められる取り組みがなされている。またアンガーマネジメントなど新たな研修にも参加するなど知識の研鑽に対して意欲的な取り組みがなされている。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<コメント> 年度毎に人材育成計画が策定されており、方針と根拠が事細かく説明されている。また園内研修・新任職員研修についても内容の詳細まで定められており、施設全体で人材育成に注力し		

ていることが理解できる。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<コメント> 「外部研修参加による高い専門性と知識の獲得」に有用性を認識しており、吸収したそれらを更に園内で活かしていくことを目指している。他の職員に対してその知識を水平展開し、生きた知識となるよう活用に努めている。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<コメント> 実習により園を理解してもらい、人材確保に繋げていくことに取り組んでおり、事業計画中には各種改善を盛り込んでいる。「施設実習の進め方」と題したマニュアルが策定されており、実習の意義、オリエンテーションに始まり、注意事項や指導内容が記載されている。また新たな取り組みとして施設の様子を映したDVDを作成し、各種学校に配布するなど工夫した取り組みがなされている。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント> 子どもたちの声、施設との歩み等施設を理解するためのホームページが策定されており、情報の発信に注力がなされている。一方で子どもたちの特定や情報の漏洩には細心の注意を払っており、子どもたちの作文集の発刊がなされている。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント> 取引等の注意事項については経理規程が定められており、適切な運用がなされるよう責任者の管理のもと進められている。内部・外部監査の実施し、指導結果を踏まえた運営・経営にあたっている。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント>		

近隣の方とは野菜を御裾分けしてもらうなど温かな交流が図られている。郷土芸能の伝承、スポーツ少年団活動、学校の PTA 活動等地域に開いた活動を継続しており、近隣をはじめとする地域との親睦が続けられている。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント> 子どもたちの基礎学力向上のための学習ボランティアには特に支援をいただいている。また日常生活にとどまらず、農村への体験学習等子どもたちが貴重な体験を積むための協力を得ている。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> 小学校とは定期で連絡会を開催し、情報共有をはじめ協調した取り組みがなされている。行政、近隣の大学、社会福祉協議会、社会福祉施設等関係機関とは連絡を密にし、地域に資するよう努めている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント> 施設の駐車場内には地域のごみ集積場を設置しており、地域の方々に役立つ活動を展開している。市内の福祉法人との連絡会にも参加し、地域のニーズの把握と連携に努めている。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント> ショートステイ・トワイライトステイ事業の受託をするなど地域への貢献事業が果たされている。今後の改築の際には地域交流スペースを設置する、児童家庭支援センターの受託など地域貢献・交流の構想をもっている。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<コメント> 理念・基本方針・倫理綱領の明示、子どもの権利擁護ガイドラインの策定を通して職員へ指導と周知に努めている。子どもたちの生活の安定と居場所の確保が図れるよう職員に対する指導を更に進めていく意向をもっている。		

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
＜コメント＞ 個人情報保護規程が策定されており、機関紙やホームページへの写真掲載についても配慮がなされている。また子どもの権利擁護ガイドラインを作成し、事案ごとの対応について規定がなされている。進めてきた改築により居室の個室化が果たされており、子どもたちのプライベートスペースが確保されている。		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
＜コメント＞ わかりやすいホームページの策定、機関紙やパンフレットの配布を通して、より施設への理解が深まるよう取り組んでいる。入所したての子どもに対しては関わりを増やすなど留意した対応に努めている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
＜コメント＞ 入所の手続きについてはファミリーソーシャルワークガイドラインに詳細を規定しており、対応方法・関係機関との連携についても記されている。また事業計画・機関誌等も活用し施設の方針について保護者に理解してもらえるよう努めている。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
＜コメント＞ 措置変更時には移行先との連携を含め、継続性に配慮するよう努めている。退所した児童については、担当者や在籍の長い職員が窓口となりいつでも相談にのることができるよう取り組んでいる。		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
＜コメント＞ 子どもたちが自由に意見交換できるよう話し合いの場を設定している。ユニットごとに子ども・職員が話し合い、それらを施設としてすくい上げ、活動・決まり等の決定にあたっている。		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
＜コメント＞ 苦情解決の申し出先、苦情解決第三者委員等の仕組みは見やすい場所に掲示しており、周知に努めている。意見箱を設置し、いつでも誰でも意見を言えるよう体制を整えている。		

35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<コメント> 子どもが意見を述べるための「話そう会」および意見箱の設置をしている。子どもたちの意見を聞き、子どもたちの納得を重視した説明に努めている。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<コメント> 子どもたちからの相談や要望に対しては、なるべく尊重し、できることとできないことの判断をし、説明に努めている。子どもたちのルールづくりについては、共同生活であることを考慮し、また子どもたちを取り巻く環境に配慮しながら・皆で話し合いながら進めている。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント> 事故トラブル報告書を設置し、ヒヤリハットとあわせて防止・予防に取り組んでいる。ユニット化により、職員の施設全体を見渡す力が落ちることを危惧しており、担当、ユニット以外の子どもたちも併せて安全に配慮するよう指導に努めている。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> インフルエンザ等の感染症については対策を講じており、万一感染した場合はリスクと職員状況を鑑みて対応にあたるよう備えている。また子どもたちに対しても手洗いやうがいの励行を通して予防の指導に取り組んでいる。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント> 防災マニュアルを設置しており、火災・地震想定を中心に避難訓練が行われている。備蓄や備品の整備が図られており、その管理もなされている。		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<コメント> 年度の事業計画における記録や勤務体制、人材育成のための指針、ファミリーソーシャルガイドブック、子どもの権利擁護ガイドライン、防災マニュアル、個人情報保護規程等々、標準的な実施方法が文書化されている。		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント> ファミリーソーシャルガイドライン、子どもの権利擁護ガイドラインは毎年度見直し等の後発行されている。規程については法改正等にも随時対応し、改訂が進められている。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a
<コメント> 子どもたちからは、日常生活の中で自然な形でアセスメントをし、意見や希望を踏まえ、自立計画案が策定されている。管理職による検証を経て計画が決定し、職員に対してはその過程の中で養育への考え方や意味、記載方法などを指導しており、職員育成の機会としても活用されている。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント> 年度の中途において自立支援計画の見直しを実施している。ホームごとに計画の確認をし、緊急を要する場合は都度の変更にも対応するよう努めている。		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<コメント> 児童育成記録、引き継ぎ簿、日誌に子どもたちの生活と成長の記録が収められている。書き方や注意事項については職員個別に指示をし、適正な記録となるよう指導に努めている。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<コメント> 記録や情報など文書については、適切な管理を実施し、適性に保管するよう取り組んでいる。またデータについてもウィルスソフトを利用するなど漏洩することがないよう対策を講じている。		

内容評価基準（25 項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<コメント>		

子どもの権利擁護ガイドラインとして「職員の姿勢」を明示しており、職員共通の理解となるよう取り組んでいる。今後は職員が相談しやすいよう体制整備の一環としてハード面の考慮も要することを認識している。また運営改善の話し合いにおいても一から再考していく意向をもっている。		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
〈コメント〉 権利ノートの配布と説明を行っており、正しい理解となるよう努めている。子どもたちがより理解していく取り組みについては今後の課題としている。		
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
〈コメント〉 出生・生き立ち・家族については子ども一人ひとりの状況等を勘案し、関係機関と連携して慎重な対応に努めている。年齢や子どもの特性に鑑み配慮をもって進めている。		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
〈コメント〉 子どもの権利擁護ガイドライン内において、不適切なかかわりについては場面ごとに対応をフローチャートにして図示している。また子どもへの聞き取り対応についても具体的例示をもって示している。運営改善の話し合いにて今後の課題や改善について計画を作成する予定となっている。		
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
〈コメント〉 ユニットごとにルール等についての話し合いの機会をもっており、子どもが主体となった生活を送れるよう体制となっている。子どもの権利を尊重しつつも、心理士・児童相談所等の見解をもとに一人ひとりに適した生活となるよう養育支援にあたっている。		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
〈コメント〉 子どもたちの状況に応じて生活の意味や目的を語り、保護者との分離に対して子どもの不安を少しでも和らげるよう努めている。特に入所時にはおやつや洋服などを一緒に買いに行くなどリラックスできるように努めている。		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができる	a

	ようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	
＜コメント＞ 台帳を整備し、退所後の連絡先の把握に努めている。学園祭への招待をはじめ退所後も集まることができる機会を提供し、いつでも門戸が開かれていることを表明している。定期的に電話等にて確認に努めている。		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしつかり受け止めている。	a
＜コメント＞ 生育歴を知り、子どもたちを包み込むように支援できるよう取り組んでいる。アンガーマネジメント研修を実施するなど感情のコントロールを指導しており、子どもたちが安全・安心に暮らせるよう養育に努めている。		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
＜コメント＞ 新しいホームの増設・ユニット化の進捗により室内のスペース確保等環境整備が実現している。居室の個室化により子どもたち同士のトラブルの減少が実現しており、落ち着いて過ごすことができる環境の提供に努めている。		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
＜コメント＞ 子どもたちとの触れ合いは数値に表われるものでなく、日常のなかで自覚して行うことを職員に求めている。子どもの健全育成を目指し、子どもたちが体験・体感しながら互いに成長していく存在となるよう指導にあたっている。		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
＜コメント＞ 遊具やバスケットゴールを庭に設置するなど子どもたちが活発に遊ぶことができる充実した環境が整えられている。また寄付等による図書が管理棟および各ホームに置かれている。居住スペースの改築に続き、中庭で安全に遊ぶための環境整備を予定している。		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
＜コメント＞ 子どもたちとの話し合いを通して生活のルール作りに取り組んでいる。またスマートフォンの使用方法等については講座に参加し、専門家を通して指導をするなど工夫した取り組みがなされている。		

A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
＜コメント＞ 楽しくかつマナーを守った食事となるよう努めており、手伝いや会話等食卓を中心とした生活により子どもたちとの関わりを深めるよう取り組んでいる。また地域小規模施設では、職員の全調理による食事が提供されており、家庭的養育が実践されている。本園においては、厨房による一括調理が行われているものの、子どもたちとの食事作りの機会を活かすよう努めている。		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
＜コメント＞ 高齢児については自分の好みで購入できるようにし、低年齢児についても一緒に購入に出かけたり、好みを反映したものを職員が購入したりとそれぞれに楽しめるよう取り組んでいる。子どもたちの個性を尊重するものの、適宜相談や指導により適切な服装となるよう取り組んでいる。		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じ場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
＜コメント＞ 環境美化・環境整備として職員に業務分掌をしており、園内外の清潔と衛生が保たれている。男女別に分けられたユニットはそれぞれの特性がでており、温度・湿度等管理された中で快適な生活が送れる環境となっている。		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
＜コメント＞ 服薬については職員の確認とピルケースでの管理のうえ実施しており、安全に行われるよう指導にあたっている。子どもたちの健康や様子については記録され、発育・発達の管理に役立てられている。		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
＜コメント＞ 性教育委員会を設置し、「生の課題」として取り上げ避けては通れない支援として捉えている。「こころの会」を隔月において開催し、反省・検討を踏まえて進めている。今後も運営改善に関する方針を踏まえて更に研鑽を図る意向をもっている。		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		

A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<コメント> 子どもの暴力・不適応行動については、注意事項や対応を定めている。子どもたちが共に生活する・成長する場としてなるべく子ども同士で問題解決をすることを重んじ、職員間の連携、冷静な対応、記録の整理、守秘義務等留意事項を定めている。		
A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<コメント> 子どもの暴力・不適応行動については、注意事項や対応を定めている。子どもの変化に気づくことができる職員の観察眼の醸成により、子どもの雰囲気を感じ取り、トラブルの防止を図るよう取り組んでいる。		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<コメント> 心理士室運営指針を事業計画内で策定し、心理士の配置・心理棟の設置など体制が整えられている。心理士は専門職としての視点から所見を提示し、報告書の作成、心理アセスメントの実施、カンファレンスへの参加等に取り組んでいる。今後は更に職員との連携・情報の共有・心理士の意見の活用を目標としている。		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<コメント> 学習ボランティアの協力を中心に基礎学力の向上にあたっている。子どもたちの学習意欲に応じた支援に努めており、子どもたちの努力に報いることができるよう支援体制の整備にあたっている。学習を通じて堅実に努力する大切さを学べるよう取り組んでいる。		
A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<コメント> 退所児童の進学支援のための施設を有するなどこれまでもフォローアップに努めている。関係機関と連携し、様々な活動を通して進路に対する情報の提供と支援にあたっている。		
A㉓	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<コメント> 関係機関と連携しながら様々な活動を経験できるよう支援している。また職員も相談にのりながら社会経験を醸成できるよう一緒に取り組んでいる。普通自動車免許をはじめ、取得できる資格については奨励している。		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉔	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族か	a

	らの相談に応じる体制を確立している。	
＜コメント＞		
ファミリーソーシャルガイドラインを設置し、施設の方針を明示している。入所前から入所時、入所中、退所時から退所後と時系列での注意事項と方針が定められており、家族との信頼関係づくりに努めている。		
A-2-(1 1) 親子関係の再構築支援		
A ㊥	A-2-(1 2)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
＜コメント＞		
家庭支援専門相談員を配置し、家庭への援助と家庭復帰への支援体制を構築している。親子生活訓練室は設置していないものの、空室等を利用し親子関係の再構築のための機会を設けるなど工夫した取り組みがなされている。		